

沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則

昭和50年11月25日
規則第68号

改正 昭和54年7月31日規則第35号 平成12年3月29日規則第63号
沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則をここに公布する。

沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条の2の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第9条の規定による変更の届出に係る書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は沖縄県土木建築部建築指導課内に置く。

一部改正〔昭和54年規則35号・平成12年63号〕

(閲覧時間等)

第3条 名簿等の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

3 知事は、名簿等の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、名簿等の閲覧に供する時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

一部改正〔平成12年規則63号〕

(閲覧料)

第4条 名簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第5条 名簿等を閲覧しようとする者は、備付けの沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧者名簿（別記様式）に、閲覧年月日、閲覧理由並びに閲覧者の住所及び氏名を記入し、係員に提示しなければならない。

(持出しの禁止)

第6条 名簿等は、閲覧所以外の場所へ持ち出してはならない。

一部改正〔平成12年規則63号〕

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 名簿等を汚損し、若しくははき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

一部改正〔平成12年規則63号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年7月31日規則第35号抄）

1 この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第5条関係)

一部改正〔平成12年規則63号〕